消食表第 447 号 令和 4 年 10 月 26 日

国税庁次長 殿 農林水産省消費・安全局長 殿 都道府県知事 各 保健所設置市長 殿 特別区長

消費者庁次長(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」(平成8年3月22日付け 衛化第29号厚生省生活衛生局長通知)について、抗原性試験の方法を削除し、「添加物 に関する食品健康影響評価指針」(令和3年9月食品安全委員会決定)に定められたアレ ルゲン性試験の方法に従う変更があったことを踏まえ、特定原材料等の表示を省略する ために必要な分析方法の参照先の変更等について、見直しを行うことにしました。

また、食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)が一部改正され、同規則第 12 条の規定により別表第 1 に定める人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに「1 に一酒石酸カルシウム」が追加されたことから、別添 添加物 1 1 の簡略名又は類別名一覧表に「1 に一酒石酸カルシウム」を追加することとしました。

ついては、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」 (平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知)の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。